

令和2年6月25日
国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所
東日本高速道路株式会社 関東支社
横浜工事事務所

記者発表資料

こうそくよこはまかんじょうみなみせん かま り や とつか
高速横浜環状南線の「釜利谷JCT～戸塚IC（仮称）」間の
行政代執行請求についてお知らせします。

国土交通省関東地方整備局と東日本高速道路株式会社が共同で事業を進めている高速横浜環状南線の釜利谷JCT～戸塚IC（仮称）間については、令和7年度の開通を目指しているところです。

しかしながら、用地の一部については、任意での解決が図れなかったため、平成26年3月から土地収用法に基づく手続きを進め、平成30年2月22日に神奈川県収用委員会より収用裁決がなされました。

この収用裁決に基づき、明渡しに向けた努力を行ってきたところですが、平成30年10月22日の明渡し期限を過ぎても引き渡されない用地が残されている状況です。

このままでは、今後の工事の支障になることから、本日、起業者である国土交通省及び東日本高速道路株式会社は、土地収用法第102条の2第2項に基づく行政代執行請求を神奈川県知事へ行いましたのでお知らせします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、横浜ラジオ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

横浜国道事務所 計画課 おおたに あきら
大谷 彬 電話 045-311-2981（代表）

東日本高速道路株式会社 関東支社

横浜工事事務所 工務課 さとう しんご
佐藤 信吾 電話 045-439-0180（代表）

路線概要

高速横浜環状南線は、神奈川県横浜市金沢区釜利谷町地内の釜利谷JCTを起点とし、同市戸塚区汲沢町地内の戸塚IC（仮称）を終点とする延長8.9kmの路線です。本路線は、横浜環状道路の一端を形成するものであるとともに、一般国道468号（圏央道）としても位置づけられています。横浜環状道路及び圏央道は、地域間の連携を強化し、横浜市及び東京都中心部への自動車交通の集中による交通混雑の緩和等を目的に計画された自動車専用道路です。

本路線の完成により、横浜市域のみならず首都圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものです。

区間概要

路線名：一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）

区間：神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで

延長：8.9km



1. これまでの用地交渉及び土地収用法の適用の経緯

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所及び東日本高速道路株式会社関東支社横浜工事事務所で事業を進めている一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）については、令和7年度内の完成を目指しているところです。

当該事業については、平成8年度から用地買収に着手し、任意による用地交渉にて、地権者の皆様のご協力のもと、事業用地の取得に努めてきたところです。

一方、事業の計画的な執行を図るため、平成25年度から土地収用法に基づく手続きについても並行して進め、平成26年8月27日には事業認定の申請を行い、平成27年10月2日に事業認定の告示を受け、その後も任意による解決を目指し、用地交渉を継続してまいりました。

しかしながら、任意による解決に至らなかったことから、平成29年1月25日に神奈川県収用委員会に裁決申請及び明渡裁決の申立てを行い、平成30年2月22日に権利取得裁決及び明渡裁決を受けたものです。

【土地収用法に基づく手続きの経緯】

平成26年	3月17日	事前説明会
平成26年	8月27日	事業認定申請
平成27年	10月2日	事業認定告示
平成29年	1月25日	裁決申請・明渡裁決の申立て
平成30年	2月22日	権利取得裁決・明渡裁決（神奈川県収用委員会）
平成30年	9月27日	明渡期限内に移転するよう文書にて督促
平成30年	10月22日	明渡期限（土地の引渡し及び物件の移転が履行されず）
平成30年	10月23日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和元年	5月30日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和元年	6月11日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和2年	6月16日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促

2. 行政代執行請求について

起業者としては、神奈川県収用委員会の収用裁決に基づき、明渡期限内の明渡しを、また、明渡期限経過後は早期の明渡しを求めて督促を行ってまいりましたが、未だ土地の明渡しがなされていないため、事業箇所の一部において、工事に着手することができない状況にあります。

このため、本日（令和2年6月25日付け）、地元住民や沿線自治体等からの早期開通の要望に応えるため、土地収用法第102条の2第2項の規定に基づき、神奈川県知事に対して行政代執行請求を行ったところです。

【行政代執行請求の内容】

請求者：国土交通大臣
東日本高速道路株式会社 代表取締役社長
請求先：神奈川県知事
対象物：木造建物、工作物、立竹木、動産

土地収用法の手続き

高速横浜環状南線(釜利谷JCT~戸塚IC(仮称))

